

有機農業の取組の場合

— 環境保全型農業直接支払交付金に申請した農業者の皆様へ — 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況報告について



交付金を受給するためには、実施状況報告が必要です。
取組が終了した方は「実施状況報告書」等の必要書類一式をご用意の上、
市町村の担当窓口まで提出してください。

●提出書類：

<必須書類>

チェック欄

- ① **実施状況報告書(参考様式第9号)** P1
- ② **生産記録(ほ場情報の総括表)(参考様式第8号)** P2
又は
- ② **実施計画書兼確認依頼書(参考様式第6-1又は6-2号)の写し**(「各取組の取組面積」欄活用)・P4
- ③ **生産記録(参考様式第8号)の個票** P6
※「生産記録の個票」につきましては、支援対象取組ごとに様式が異なりますので、ご注意ください。
- ④ **農業環境規範の点検シート(参考様式第11号)** P10

<必要に応じて提出すべき書類>

チェック欄

- 資材証明書等の写し:** P11
「有機農産物の日本農林規格の別表1の肥料又は別表2の農薬を利用した場合」
 - 主な作物の出荷・販売伝票等の写し:**「申請面積が10a未満の場合」
 - 交付要件報告書(参考様式第10号)** P12
「有機JAS認定者であって申請時に認定書の写しを提出し、生産記録を省略する場合」
「年度内に対象活動が終了する場合であって、取組見込みを記載した生産記録で提出する場合」
「申請面積が10a未満であって、作物の出荷前に実施状況の報告を行う場合」
- ※ この他、都道府県、市町村によっては追加の資料を求めている場合がありますので、市町村にご確認ください。

(参考)有機農産物の日本農林規格(抜粋) P14

●提出先：対象活動を実施する農地が所在する市町村の担当窓口

提出期限：取組実施後速やかにご提出下さい(遅くとも2月25日までにご提出下さい)。なお、市町村によっては提出期限を早めに設定している場合がありますので、市町村にご確認ください。

※ 提出期限までに取組が終了しない場合には、取組終了前であっても、その取組見込みを記載した生産記録により実施状況報告を行うことができます(この場合、必須書類に加え交付要件報告書を提出して下さい)。

各書類はホームページから印刷できます。→ http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html

(検索キーワード：「環境保全型農業直接支援対策」)

提出の際には、記入事項、添付書類を今一度確認してください！！

【問い合わせ先】

地域	問い合わせ先	電話番号
北陸地域(石川県)	北陸農政局 生産部 生産技術環境課	076-232-4131
新潟県(新潟地域※1)	新潟地域センター 農政推進グループ	025-228-5211
新潟県(長岡地域※2)	長岡地域センター 農政推進グループ	0258-31-2131
富山県	富山地域センター 農政推進グループ	076-441-9307
福井県	福井地域センター 農政推進グループ	0776-35-3225

※1:新潟市 三条市 新発田市 加茂市 村上市 燕市 五泉市 阿賀野市 佐渡市 胎内市 聖籠町 弥彦村 田上町 阿賀町 粟島浦村 関川村
※2:長岡市 柏崎市 小千谷市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市 出雲崎町 湯沢町 津南町 刈羽村

① 実施状況報告書(参考様式第9号)

必須書類①

(参考様式第9号)

※記入例
(赤枠内に必要事項を記入)

23年 ○ 月 ○ 日

提出先の市町村長
を記入して下さい。

千代田市長 殿

**有機JAS認定者にあつては、
有機JASの認定を受けたほ場
の生産記録を交付要件報告書
(12頁参照)に代えることがで
きます。**

住所	〒123-4567 東京 <small>都道府県</small> 千代田 <small>市区町村</small> 霞ヶ関1-2-1	
電話番号	03	[3502] - 8111
氏名又は 組織名	農林 太郎	
代表者氏名 (法人又は組織のみ)		

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書

平成23年度の環境保全型農業直接支払交付金に係る対象活動の実施状況について、環境保全型農業直接支援対策実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)の第1の4の(3)の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

提出書類の欄に、本報告で提出する書類のうち該当するものすべてに○を付けること

提出書類	書類の種類
<input checked="" type="radio"/>	ア 生産記録
	a 種子の購入伝票等及び種子のカタログ等の写し(カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培の場合)
	b 資材証明書等の写し(有機農業の取組において、有機農産物規格別表1の肥料及び別表2の農薬を使用した場合。ただし、たい肥を使用した場合は、その原材料の内容を証明する書類等)
<input checked="" type="radio"/>	c 農業環境規範の点検シート
	d 主作物の出荷・販売伝票等の写し(申請面積が10a未満の主作物の場合)
	イ 交付要件報告書(本実施状況の報告と併せて提出する必要がある場合)
	ウ その他()

必須→

必須→

※これ以外は、必要に応じて提出して下さい。提出書類には○印を記入して下さい。

<「その他」欄を活用する場合>

都道府県、市町村によっては追加の資料を求めている場合がありますので、指示に従って提出していただくとともに、その場合は()内に書類名を記載してください。

【担当者記入欄】

環境管

等識別コード

記入不要

(注) 種子の購入伝票等は、カバークロップ等の購入種子の購入量を、種子のカタログについては、標準播種量(種苗会社のカタログ、都道府県栽培技術指針等に記載されている播種量)が証明できるものとする。

② 生産記録(ほ場情報の総括表)(参考様式第8号)

必須書類②

※本様式に代えて、実施計画書の写しを活用して提出することも可能です(4,5頁参照)。

(参考様式第8号)

環境保全型農業直接支払交付金関係
生産記録(ほ場情報の総括表)

【担当者記入欄】

環境管理コード	
記入不要	

氏名又は 法人、組織名	農林 太郎
----------------	-------

ほ場 識別 番号	ほ場所在地 (字地番)	作物	対象活動				別添 生産 記録 番号
			番号	取組面積(実績)		5割低減の取組	
				①~⑥の取組			
1	霞ヶ関1	水稻	⑤	a m 3 0 2 0	a m	1	
2	霞ヶ関2	水稻	⑤	a m 1 5 0 0	a m	1	
3				a m	a m		
4				a m	a m		
5				a m	a m		
6				a m	a m		
7				a m	a m		
8				a m	a m		
9				a m	a m		
10				a m	a m		
				a m 4 5 2 0	a m		

生産記録は、作業工程や肥培管理が異なる作物毎に作成して下さい。

*異なるほ場であっても、作業工程や肥培管理が同じ場合は、一枚の生産記録にまとめて記載できます。

記入不要

- 注1) 上記ほ場で先進的営農活動支援を受けていないことを確認すること。
- 注2) 対象活動の番号の欄には、下記の①から⑥の取組の該当番号を記載。
- 注3) ①から⑥の取組及び5割低減の取組のそれぞれについて、実際に実施された面積を記載すること。

※本ほ場情報の総括表に代えて、実施計画書の「各取組の取組面積(計画段階の面積及び実際の実施面積)」及び「(別添)生産記録番号」に実際に実施された面積及び生産記録番号を記載しこれを提出することもできる(なお、実施計画書の提出段階で、各取組の取組面積の欄に計画段階の面積を記載した場合であって、実際の実施面積がこれと異なる場合には、面積を赤色で見え消しにより訂正した上で、提出するものとする)。

- 地球温暖化防止等に効果の高い取組
- ① カバークロップ
 - ② リビングマルチ
 - ③ 草生栽培
 - ④ 冬期湛水
 - ⑤ 有機農業
 - ⑥ (特認取組)

実際に有機農業の取組を実施できた面積を記入してください。

実施計画書に記載したほ場識別番号、ほ場所在地、作物、番号をご記入ください。

② 生産記録(ほ場情報の総括表)(参考様式第8号)

必須書類②

※本様式に代えて、実施計画書の写しを活用して提出することも可能です(4,5頁参照)。

(参考様式第8号)

環境保全型農業直接支払交付金関係

生産記録(ほ場情報の総括表)

【担当者記入欄】

環境管理コード	
記入不要	

同一ほ場内で栽培している複数品目の作物をまとめて申請している場合の記入例

氏名又は法人、組織名	農林 太郎
------------	-------

ほ場識別番号	ほ場所在地(字地番)	作物	対象活動			別添生産記録番号
			番号	取組面積(実績)		
				①~⑥の取組	5割低減の取組	
1	霞ヶ関1	にんじん	⑤	15 a.00 m ²	a m ²	1
		葉菜類 (こまつな、ほうれん草等)				2
		枝豆				3
2						

作業工程や肥培管理が異なる作物毎に、生産記録を作成して下さい。

* 同一ほ場内に複数品目を作付けする場合、作業工程や肥培管理が同じ作物は、一枚の生産記録にまとめて記載できます。

* 異なるほ場であっても、作業工程や肥培管理が同じ場合は、一枚の生産記録にまとめて記載できます。

記入不要

注1) 上記ほ場で先進的営農活動支援を受けていないことを確認すること。

注2) 対象活動の番号の欄には、下記の①から⑥の取組の該当番号を記載。

注3) ①から⑥の取組及び5割低減の取組のそれぞれについて、実際に実施された面積を記載すること。

※本ほ場情報の総括表に代えて、実施計画書の「各取組の取組面積(計画段階の面積及び実際の実施面積)」及び「(別添)生産記録番号」に実際に実施された面積及び生産記録番号を記載しこれを提出することもできる(なお、実施計画書の提出段階で、各取組の取組面積の欄に計画段階の面積を記載した場合であって、実際の実施面積がこれと異なる場合には、面積を赤色で見え消しにより訂正した上で、提出するものとする)。

地球温暖化防止等に効果の高い取組

- ① カバークロップ
- ② リビングマルチ
- ③ 草生栽培
- ④ 冬期湛水
- ⑤ 有機農業
- ⑥ (特認取組)

実際に有機農業の取組を実施できた面積を記入してください。

実施計画書に記載したほ場識別番号、ほ場所在地、作物、番号をご記入ください。

② 実施計画書兼確認依頼書(参考様式第6-1又は6-2号)の写し (「各取組の取組面積」欄の活用)

(参考様式第6-1号)(個人・法人・集落営農(共同販売経理)用)

平成 23 年度

環境保全型農業直接支払交付金に係る実施計画書兼確認依頼書

千代田市長 殿

環境保全型農業直接支払交付金を受けるために、取組面積等の確認を依頼します。

申請者	フリガナ	ノリノ タロウ			フリガナ	
	氏名又は法人、組織名	農林 太郎			代表者氏名 (法人、組織のみ)	
	住所	〒 123-4567	東京	千代田	電話	03(3502) 8111
		霞ヶ関1-2-1			FAX	()
経営形態	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 集落営農(共同販売経理)			

作物ごとのエコファーマーの認定年度※			
作物名	にんじん	葉菜類 (こまつな、ほうれん草等)	枝豆
認定年度	特例	特例	特例
作物名			
認定年度			

※市町村内の取組、有機農業により生産したすべての作物について記載すること。

個人情報の取扱いの確認	ほ場のある市町村名 (本実施計画書の提出先)	左記市町村以外の市町村での対象活動に対する申請の有無
-------------	---------------------------	----------------------------

市町村に提出した実施計画書(すでに必要事項が記載済みのもの)の写しを活用してください。

区分	取組番号	取組名称	面積		認定年度	活動内容	対象活動				
			㎡	㎡			23	24	25	26	
1	霞ヶ関1	有機農業	15	00	15	00	5	23	7	23	12
			23	11	24	2					
2			23	4	23	7					
計			15	00	15	00					

注1) 本計画書の提出時点で、エコファーマーの認定を受けていない場合は、エコファーマーの認定年度の記入欄に、「申請中」と記載すること。また、エコファーマーの特例措置を活用する場合は、同欄に「特例」と記載すること。

注2) 「別の申請主体としての申請の有無」又は「先進的産農活動支援交付金の申請の有無」で「有」に該当する集落営農(共同販売経理)の場合は、取組農家一覧表を添付すること。

地球温暖化防止等に効果の高い取組	
1) カバーネット	4) 冬期灌水
2) リゾングマルチ	5) 有機農業
3) 草生栽培	6) (特記取組)

※実施計画書の写しを活用する場合

平成 年 月 日

【担当者記入欄】

環境管理コード	市町村等識別コード*	枚数

農業者戸別所得補償制度加入者管理コード

共済加入者コード
00000

別の申請主体としての申請の有無
 有
 無

本年度、申請者又は申請者の構成員が、これとは別の申請主体又は申請主体の構成員として、環境安全型農業直接支払交付金の申請を行っている。
 有
 無

市町村に提出した実施計画書の写しを活用して、下記の欄を記入すれば、生産記録(ほ場情報の総括表:2又は3頁参照)に代えることができます。

の実施計画			5割低減の取組計画と償行基準				
作物名 (⑤有機農業のみ)	栽培時期		作物名	肥料(0gN/10a)		農薬(成分量%)	
	開始(年・月)	終了(年・月)		計画	償行	計画	償行
にんじん							
葉菜類 (こまつな、ほうれん草等)							
枝豆							

※申請時は①から③の取組と5割低減の取組の取組面積が異なる場合に記載すること

各取組の取組面積 (計画段階の面積及び実際の実施面積)		(別添)生産記録番号
①～③の取組	5割低減の取組	
a	m	1
a	m	2
15	00	3
a	m	
a	m	
15	00	

生産記録は、作業工程や肥培管理が同じ作物毎に作成して下さい。

* 同一ほ場内に複数品目を作付けする場合、作業工程や肥培管理が同じ作物は、一枚の生産記録にまとめて記載できます。

* 異なるほ場であっても、作業工程や肥培管理が同じ作物は、一枚の生産記録にまとめて記載できます。

<記入欄>

③ 生産記録(参考様式第8号)の個票 ※うち1品目(水稲のみ)の生産記録

作業工程や肥培管理が同じ作物毎に、生産記録を作成して下さい。

* 同一ほ場内に複数品目を作付けする場合、作業工程や肥培管理が同じ作物は、一枚の生産記録にまとめて記載できます。(8, 9頁参照)

* 異なるほ場であっても、作業工程や肥培管理が同じ作物は、一枚の生産記録にまとめて記載できます。

作物名と実施時期を記入して下さい。作業を実施した時期に幅がある場合は、「〇月〇日～〇日」と記入して下さい。見込みで報告する場合は(見込)と記入して下さい。

エコファーマーの導入指針に定められた技術のうち、実際に導入した技術をチェックして下さい。その際、記入欄に従って、内容や実施日等についても記入して下さい。

「肥料等」、「使用農薬」欄には、生産過程等において使用した肥料・農薬を全て記載して下さい。

資材名の後に、購入資材の場合は「購入」、自給資材の場合は「自給」と記入して下さい。

自家製造のたい肥又は肥料の場合、原材料を全て記入して下さい。

資材証明書等の添付書類については、使用した資材の種類により異なりますので、別紙(13頁参照)をご覧ください。

一部資材については、目的を限定してその使用が認められており、該当資材(別紙13頁参照)を使用する場合は「使用目的」欄の記入が必要です。

可能な限り使用量を記載して下さい。(必須ではありません)

(参考様式第8号)

環境保全型農業直接支払交付金関係

生産記録(有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない農業)の取組)

生産記録番号	7
ほ場識別番号	作物名
1, 2	水稲

氏名 農林 太郎

1 有機農業(化学肥料、農薬を使用しない取組)

(1) 作業工程

作業名	実施時期	備考
播種	5月5日	
定植	5月25日	
収穫終了日	10月10日	

(2) エコファーマー、化学肥料

①土づくりのための技術の内容

たい肥等有機物資材施用技術

緑肥作物利用技術

(緑肥作物の種類:)

都道府県が定めた技術

(内容:)

(注) 該当する技術名の口には、またはを入れる。

②化学肥料低減のための技術の内容

局所施肥技術(方法:)

肥効調節型肥料施用技術

有機質肥料施用技術

都道府県が定めた技術(内容:)

(注) 該当する技術名の口には、またはを入れる。

③肥料等

資材等の名称	使用時期	資材証明書	使用目的	備考(使用量など)
①たい肥 牛ふん堆肥(自給) 糶わら	3月			1.5t/10a
②肥料 (肥料の原材料)				

(注) たい肥の場合は、資材証明書を省略することができる。ただし、たい肥の原材料を全て記載すること

2 遺伝子組換え技術の利用

遺伝子組換え技術の利用の有無

有り 無し

3 添付書類

資材証明書(有機JAS規格の別表の肥料・農薬の使用基準を満たしていることを証明する書類)

出荷・販売伝票(10アール未満の取組の場合)

(注) 添付書類の口には、またはを入れる。

資材証明書等を添付する場合は、チェックをして下さい。

遺伝子組換え技術を利用していない場合は、「無し」にチェックをして下さい。

<担当者記入欄>
 環境管理コード **記入不要です**

「新規」にチェックをしてください。

前年度から変更 ほ場所在地 栽培方法
 変更無し **新規**
(注) 該当する項目の口に、■または☑を入れる。

「生産記録番号」欄は、ほ場情報の総括表(2又は3頁)(もしくは実施計画書の写し(4, 5頁))に記載した「生産記録番号」と一致させて下さい。「ほ場識別番号」、「作物名」欄は、実施計画書に記載した「ほ場識別番号」「作物名」と一致させて下さい。

エコファーマーの導入指針に定められた技術のうち、実際に導入した技術をチェックして下さい。その際、記入欄に従って、内容や実施日等についても記入して下さい。

(3) 化学合成農薬

①化学合成農薬を低減するための主な技術の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 温湯種子消毒技術 (実施日: 4月上旬)	<input type="checkbox"/> 熱利用土壌消毒技術 (内容: , 実施日:)
<input type="checkbox"/> 機械除草技術 (実施日:)	<input type="checkbox"/> 光利用技術 (内容: , 実施日:)
<input type="checkbox"/> 除草用動物利用技術 (動物の種類:)	<input type="checkbox"/> 被覆栽培技術 (内容: , 実施日:)
<input type="checkbox"/> 生物農薬利用技術 (内容:)	<input type="checkbox"/> フェロモン剤利用技術 (内容:)
<input type="checkbox"/> 対抗植物利用技術 (対抗植物の種類:)	<input type="checkbox"/> マルチ栽培技術 (内容: , 実施日:)
<input type="checkbox"/> 抵抗性品種栽培・台木利用技術 (内容:)	<input type="checkbox"/> 土壌還元消毒技術 (内容: , 実施日:)
<input type="checkbox"/> 都道府県が定めた技術 (内容:)	

(注) 該当する技術名の口に、■または☑を入れる。

②使用農薬

農薬名 (剤型等、商品名)	使用時期	資材証明書	使用目的	備考 (使用量など)

(注) フェロモン剤、生物農薬等カウントしない農薬も含めて記入する。

※肥料と同じ

「肥料等」欄に記載した自家製の牛ふん堆肥は、牛ふん、稲わら以外の資材は含まれていません。
 農林 太郎

自給資材の場合、原材料として記載した資材以外は混入していない旨の自己申告を上記の記載例の通り欄外に記載するか、添付書類にてご報告ください。

1 有機JAS認定者には、本生産記録の提出を省略し、交付要件報告書の提出に代えることができる。
 2 同一のほ場で、少量・多品目栽培を行っている場合であっても、同様な栽培管理、防除管理を行っている場合は、ほ場単位で記載することもできる。ただし、作物ごとに、播種、収穫終了日が異なれば、作業工程についてはそれぞれの作物ごとに記載することが必要となる。
 上記のように記載した場合、ほ場単位で10a以上あれば、販売農薬等の提出は必要ないものとする。
 なお、上記のようなケースの場合、作物毎に有機農薬の取組の要件を満たしているかどうかを判定するのではなく、ほ場単位での判定となる。

③ 生産記録(参考様式第8号)の個票 ※うち複数品目の生産記録

作業工程や肥培管理が同じ作物毎に、生産記録を作成して下さい。

* 同一ほ場内に複数品目を作付けする場合、作業工程や肥培管理が同じ作物は、一枚の生産記録にまとめて記載できます。

* 異なるほ場であっても、作業工程や肥培管理が同じ作物は、一枚の生産記録にまとめて記載できます。

備考欄も活用して、作物ごとに、作物名と実施時期を記入して下さい。作業を実施した時期に幅がある場合は、「〇月〇日～〇日」と記入して下さい。見込みで報告する場合は(見込)と記入して下さい。

エコファーマーの導入指針に定められた技術のうち、実際に導入した技術をチェックして下さい。その際、記入欄に従って、内容や実施日等についても記入して下さい。

「肥料等」、「使用農薬」欄には、生産過程等において使用した肥料・農薬を全て記載して下さい。

自家製造のたい肥又は肥料の場合、原材料を全て記入して下さい。

資材名の後に、購入資材(無償譲渡されたものを含む)の場合は「購入」、自給資材の場合は「自給」と記入して下さい。

資材証明書等の添付書類については、使用した資材の種類により異なりますので、別紙(13頁参照)をご覧ください。

一部資材については、目的を限定してその使用が認められており、該当資材(別紙13頁参照)を使用する場合は「使用目的」欄の記入が必要です。

可能な限り使用量を記載して下さい(必須ではありません。)

(参考様式第8号)
環境保全型農業直接支払交付金関係
生産記録(有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない農業)の取組)

氏名	農林 太郎	
----	-------	--

生産記録番号	2
ほ場識別番号	作物名
1	葉菜類(こまつな、ほうれん草等)

1 有機農業(化学肥料、農薬を使用しない取組)

(1) 作業工程

作業工程	実施時期	備考
播種	11月5日(こまつな)	11月2日(ほうれん草)、11月7日(チンゲンサイ)
定植	-	
収穫終了日	2月29日(こまつな)	2月27日(ほうれん草)、3月1日(チンゲンサイ)

(2) 土づくり、化学肥料

①土づくりのための技術の内容

たい肥等有機物資材施用技術
 緑肥作物利用技術(緑肥作物の種類:)
 都道府県が定めた技術(内容:)

(注) 該当する技術名の口、またはを入れる。

②化学肥料低減のための技術の内容

局所施肥技術(方法:)
 肥効調整型肥料施用技術
 有機質肥料施用技術
 都道府県が定めた技術(内容:)

(注) 該当する技術名の口、またはを入れる。

③肥料等

資材等の名称	使用時期	資材証明書	使用目的	備考(使用量など)
①たい肥 牛ふん堆肥(自給) 稲わら 牛ふん	〇月			1.5t/10a
②肥料 乾燥鶏ふん(購入) ナタネ粕(購入)	〇月 〇月	別添〇 別添〇		100kg/10a 100kg/10a

(注) たい肥の場合は、資材証明書を省略することができる。ただし、たい肥の原材料を全て記載すること

2 遺伝子組換え技術の利用

遺伝子組換え技術の利用の有無	備考
<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し	

3 添付書類

資材証明書(有機JAS規格の別表の肥料・農薬の使用基準を満たしていることを証明する書類)
 出荷・販売伝票(10アール未満の取組の場合)
(注) 添付書類の口、またはを入れる。

資材証明書等を添付する場合は、チェックをして下さい。

遺伝子組換え技術を利用していない場合は、「無し」にチェックをして下さい。

※複数品目の作物用として右記の様式に修正して記入することもできます。

(1) 作業工程

作業名	実施時期		作物名			備考
	こまつな	ほうれん草	チンゲンサイ			
播種	11月5日	11月2日	11月7日			
定植	-	-	-			
収穫終了日	2月29日	2月27日	3月1日			

<担当者記入欄>

環境管理コード

前年度から変更 ほ場所在地 栽培方法 新規

変更無し 新規

(注) 該当する項目の口、■または✓を入れる。

本年度は、「新規」にチェックをしてください。

「生産記録番号」欄は、ほ場情報の総括表(2又は3頁)(もしくは実施計画書の写し(4, 5頁))に記載した「生産記録番号」と一致させて下さい。「ほ場識別番号」、「作物名」欄は、実施計画書に記載した「ほ場識別番号」「作物名」と一致させて下さい。

(3) 化学合成農薬

化学合成農薬を低減するための主な技術の内容

<input type="checkbox"/> 温湯種子消毒技術 (実施日:)	<input type="checkbox"/> 熱利用土壌消毒技術 (内容: , 実施日:)
<input type="checkbox"/> 機械除草技術 (実施日:)	<input type="checkbox"/> 光利用技術 (内容: , 実施日:)
<input type="checkbox"/> 除草用動物利用技術 (動物の種類:)	<input checked="" type="checkbox"/> 被覆栽培技術 (内容: 寒冷紗、実施日: 11~2月上旬)
<input type="checkbox"/> 生物農薬利用技術 (内容:)	<input type="checkbox"/> フェロモン剤利用技術 (内容:)
<input type="checkbox"/> 対抗植物利用技術 (対抗植物の種類:)	<input type="checkbox"/> マルチ栽培技術 (内容: , 実施日:)
<input type="checkbox"/> 抵抗性品種栽培・台木利用技術 (内容:)	<input type="checkbox"/> 土壌還元消毒技術 (内容: , 実施日:)
<input type="checkbox"/> 都道府県が定めた技術 (内容:)	

(注) 該当する技術名の口、■または✓を入れる。

エコファーマーの導入指針に定められた技術のうち、実際に導入した技術をチェックして下さい。その際、記入欄に従って、内容や実施日等についても記入して下さい。

使用農薬

農薬名 (剤型等、商品名)	使用時期	資料証明書	使用目的	備考 (使用量など)
〇〇乳剤 (ほうれん草)	〇月	別添〇		

(注) フェロモン剤、生物農薬等カウントしない農薬も含めて記入する。

「肥料等」欄に記載した自家製の牛ふん堆肥は、牛ふん、稲わら以外の資材は含まれていません。農林 太田

※肥料と同じ

特定の品目に対して行った管理については、()書きで品目名を記載して下さい。

自給資材の場合、原材料として記載した資材以外は混入していない旨の自己申告を上記の記載例の通り欄外に記載するか、添付書類にてご報告ください。

有機JAS認定者には、本生産記録の提出を省略し、交付要件報告書の提出に代えることができる。
 同一のほ場で、少量・多品目栽培を行っている場合であって、同様な栽培管理、防除管理を行っている場合は、ほ場単位で記載することもできる。ただし、作物ごとに、播種、収穫終了日が異なる場合は、作業工程についてはそれぞれの作物ごとに記載が必要となる。
 上記のように記載した場合、ほ場単位で10a以上あれば、販売伝票等の提出は必要ないものとする。
 なお、上記のようなケースの場合、作物毎に有機農薬の取組の要件を満たしているかどうかを判定するのではなく、ほ場単位での判定となる。

(参考様式第11号)

※記入例
(赤枠内に必要事項を記入)

環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート (作物の生産)

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、項目ごとに点検する必要はありません。)
- ③ 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らが行き、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シートと、7の項目で保存した記録は、次回の点検まで保存します。

チェック欄

土づくりの励行

1 土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

適切で効果的・効率的な施肥

2 施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

効果的・効率的で適正な防除

3 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

廃棄物の適正な処理・利用

4 循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

エネルギーの節減

5 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

新たな知見・情報の収集

6 環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

生産情報の保存

7 生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

【点検の方法】に従って、チェック欄にレ印か○印を記載してください。該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。

点検日 平成23年 ○月 ○日

点検者 農林 太郎



○ 資材証明書等の写し

【参考書式】 原材料の内容を証明する書類等の例について

※ 資材袋等に原材料がすべて記載されていれば、その写し等を提出してください。記載がない場合は下の例を参考に、製造業者又は販売業者から資材証明書を受けて、その写しを提出してください。

(別添○)

平成○年○月○日

農林 太郎 様

<発行者>

(株)○○肥料 山田 次郎

〒234-5678

東京都霞ヶ関市千代田区1-2-3

TEL 03-3456-7890

資材証明書

貴殿が当社から平成○年○月○日にご購入された粒状魚粕は、原材料が魚粕のみであることをここに証明します。

<留意点>

ポイント①: 資材の名称と全ての原材料を記載

ポイント②: 記載した原材料以外は混入していない旨を記載

○ 交付要件報告書(参考様式第10号)

必要に応じて提出すべき書類

(参考様式第10号)

千代田市長 殿

※記入例
(赤枠内に必要事項を記入)

23年 〇月 〇日

氏名又は 組織名	農林 太郎	印
代表者氏名 (法人又は組織のみ)		

環境保全型農業直接支払交付金の交付要件に係る取組の実施に関する報告書

平成23年度の環境保全型農業直接支払交付金の交付要件に係る取組の実施に関して、環境保全型農業直接支援対策実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)の第1の4の(3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本報告書における報告事項(該当する報告事項の欄に○を付けること)

報告事項	項目	報告の内容						
○	① 有機JAS認定者による有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない農業)の取組の実施(注1)	実施計画書に記載した有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない農業)の取組について、環境保全型農業直接支援対策実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第1の2の(1)のオに掲げる要件をすべて満たして、適切に生産を行いました。また、この報告の基礎となる作業日誌、資材証明書等を保管し、地域センター長等から求めがあった場合には提出します。						
	② 対象活動の取組の見込み(注2)	実施状況の報告において、取組の見込みを記載した対象活動については、引き続き、環境保全型農業直接支援対策実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)第1の2の(1)に掲げる要件をすべて満たして、適切に生産を行います。また、この報告の基礎となる作業日誌等を引き続き作成・保管し、地域センター長等から求めがあった場合には提出します。なお、適切な生産が行われな等交付要件を満たす取組が行われなかった場合は、受領した交付金の相当額を返還します。						
○	③ 主作物の出荷・販売の見込み(注3) ※主作物の申請面積が10アール以上の場合は省略できます。	実施計画書に記載した下記の作物について、適切に出荷・販売を行います。また、この報告の基礎となる出荷・販売伝票等を保管し、地域センター長等から求めがあった場合には提出します。なお、正当な理由なく出荷・販売が行われなかった場合は、受領した交付金の相当額を返還します。 <table border="1" data-bbox="582 1182 1320 1284"><thead><tr><th>作物名</th><th>出荷販売予定先</th></tr></thead><tbody><tr><td>ほうれん草</td><td>JAOO</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	作物名	出荷販売予定先	ほうれん草	JAOO		
作物名	出荷販売予定先							
ほうれん草	JAOO							
④ その他								

確認の上、提出してください。

該当する項目に○印を記入して下さい。

【担当者記入欄】

環境管	記入不要	等識別コード
-----	------	--------

- (注1) 有機JAS認定者が、実施状況の報告において生産記録の提出を省略する場合には、本報告書が必要。
- (注2) 年度内に対象活動が終了する場合であって、取組見込みを記載した生産記録を提出する場合には、本報告書が必要。
- (注3) 主作物の出荷前に実施状況の報告を行う場合には、本報告書が必要。

<「その他」欄を活用する場合>

- ・ 自ら飼育する家畜に給餌する飼料作物や自家加工品(販売目的)の原料を栽培したため、販売伝票に代えて自家利用計画を作成している場合 等
- ※ この他、個別の案件については問い合わせ先までご相談下さい。

資材の区分 (※1)		購入資材の場合(※4)		自給資材の場合				
		生産記録への 記載事項	添付書類	生産記録への 記載事項	添付書類			
別表1 の肥料	<p><分類A></p> <p><input type="checkbox"/> 植物及びその残さ由来の資材</p> <p><input type="checkbox"/> 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材</p> <p><input type="checkbox"/> 発酵した食品廃棄物由来の資材</p> <p><input type="checkbox"/> ギャノ</p> <p><input type="checkbox"/> 乾燥藻及びその粉末</p>	<p>・資材の名称 例)粒状魚粕 等</p> <p>(注)「微量元素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)」、「乳酸」、「その他の肥料」については、「使用目的」欄を記載して下さい。</p>	<p>原材料の内容を証明する書類(※2)</p> <p>【参考書式】</p> <p>(分類Bの資材については、別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば、化学的処理の実施の有無は問わない)</p>	<p>・資材の名称 例)牛ふん堆肥 等</p> <p>・原材料 例)牛ふん、稲わら等</p> <p>・原材料として記載した資材以外は混入していない旨の自己申告(生産記録の欄外又は添付資料)</p>	<p>※原材料が購入資材である場合</p> <p>・原材料の内容を証明する書類(※2)</p> <p>【参考書式】</p> <p>(分類Bの資材については、別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば、化学的処理の実施の有無は問わない)</p>			
	<p><分類B></p> <p><input type="checkbox"/> 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材</p> <p><input type="checkbox"/> と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材</p> <p><input type="checkbox"/> バークたい肥</p> <p><input type="checkbox"/> 草木灰</p>							
	<p>「硫黄」、「塩基性スラグ」、「塩化カルシウム」、「食酢」、「製糖産業の副産物」</p>					なし		
	<p>別表1の肥料のうち上記以外の資材</p>						<p>資材証明書(※3)等の写し</p>	
別表2 の農薬	<p>「除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤」、「性フェロモン剤」、「展着剤」</p>	<p>資材の名称 例)食酢 等</p> <p>(注)「メタルデヒド流粒」、「硫酸銅」、「生石灰」、「二酸化炭素くん蒸剤」、「ケイソウ土粉剤」については、「使用目的」欄を記載して下さい。</p>	<p>資材証明書(※3)等の写し</p>					
	<p>別表2の農薬のうち上記以外の資材</p>					なし		

(※1)有機農産物の日本農林規格における分類。

(※2)「原材料の内容を証明する書類」については、原材料が全て記載されていれば、参考書式(11頁)に代えて、資材袋の写し等を利用していただいても構いません。

(※3)「資材証明書等の写し」とは、製造業者又は販売業者が発行する、別表1又は別表2の基準を満たしていることを示す書類(製造工程まで添付する必要はない)。

(※4)購入資材の場合、都道府県が添付書類の提出を省略している場合があります。

(参考)有機農産物の日本農林規格(抜粋)

制 定 平成12年1月20日農林水産省告示第59号
 一部改正 平成15年11月18日農林水産省告示第1884号
 全部改正 平成17年10月27日農林水産省告示第1605号
 最終改正 平成21年10月27日農林水産省告示第1180号

別表1

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材	
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材(※)	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工場からの動物性産品由来の資材(※)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バークたい肥(※)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゲアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰(※)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
塩化加里	天然鉱石を粉砕又は水洗精製したものと及び天然かん水から回収したものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉱石を水洗精製したものであること。
天然りん鉱石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉱石を粉砕したものであること。
石こう(硫酸カルシウム)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	
生石灰(苦土生石灰を含む。)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消石灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素(マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉砕したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。
木炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

塩基性スラグ 銻さいけい酸質肥料 よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化ナトリウム リン酸アルミニウムカ ルシウム 塩化カルシウム 食酢	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
乳酸 製糖産業の副産物 肥料の造粒材及び固 結防止材	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り使用することができる。
その他の肥料及び土 壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物(生物を含む。)及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物(生物を含む。)であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(燃烧、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。

(注意)※印の資材については、別表1の基準にかかわらず、その原料が天然物質であれば、化学的処理の実施の有無にかかわらず使用できます(13頁参照)。
 (環境保全型農業直接支援対策実施要領第1の2の(1)のオのaの②)

別表2

農薬	基準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤 なたね油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 デンプン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 天敵等生物農薬 性フェロモン剤 クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 ワックス水和剤 展着剤 二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 食酢 燐酸第二鉄粒剤 炭酸水素カリウム水溶剤	<p>除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。</p> <p>捕虫器に使用する場合に限ること。</p> <p>ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。 ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。</p> <p>農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。</p> <p>カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。</p>